保育士の確保・資質向上等

令和3年11月4日 厚生労働省子ども家庭局保育課

保育士の確保と資質向上

保育士の確保と資質向上

論点

○ 生産年齢人口の急減や地域の子育て支援における保育所の役割を踏まえた、保育士の確保策や資質の向上策についてどのように考えるか。

対応の方向性

- 保育士の確保に向けては、これまで新規資格取得者への支援、就業者への定着支援、離職者の再就職支援という3つの局面でそれぞれ支援を行っているほか、累次の処遇改善に加え、令和2年9月の「保育の現場・職業の魅力向上検討会報告書」に基づき保育の現場と職業の魅力向上などの総合的な取組を行っている。
- また、保育士の資質向上については、令和2年6月の「保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会の 議論のとりまとめ」に基づき、「保育所における自己評価ガイドライン(2020年改訂版)」を活用した保育内容等の 評価の充実等を図ってきた。
- 今後の少子化社会において保育所が地域で果たす役割を考えた場合、経験豊富で資質の高い保育士が、園児の保育だけでなく、保育所等に就園していない児童・保護者を含めた地域子育て支援に継続的に関わっていくことができるよう、保育士が就労しやくすく、働きながらキャリアアップを図ることができるような就労環境の整備や研修機会の確保などが重要である。
- このため、<u>従来から進めてきた取組を引き続き推進していくとともに、特に人口減少地域で保育士以外も含めて地域で保育の提供を支えていく仕組みの構築や保育の質の改善のための環境整備を推進していくほか、地域子育て支援としての役割・機能を果たすことができるような評価や研修体系の整備の検討などを進めていく。</u>

保育士の確保と資質向上

構成員からの主な意見

<保育士の量的確保について>

- 日々の本来業務や人材確保が難しい中で、保育所が地域で孤立する世帯への支援や多様なニーズを抱えた家庭への支援を行うために も、処遇改善を含めた実効性ある人材確保の方策を検討する必要がある。
- 人口減少地域において保育士の確保は大都市以上に厳しく、ある程度囲い込みをしていくような方策を考えなければならないのではないか。
- 働き方改革という観点からは、保育士の休憩場所がないという課題がある。
- 保育者任せにするのではなく、自治体や国において保育者を支える仕組みを作ることや、休む場もないといった指摘について環境面での配慮も必要である。

<保育士の資質の向上について>

- 魅力ある職場づくりには保育の質の向上が不可欠であり、自己評価、内部研修、養成校と協同した実習などが必要である。
- 質の高い保育に全国どこでもアクセスできるようにする必要がある。子どもの発達をよりよく促すため、全ての保育士が、少なくとも 幼稚園教諭レベルと同等の制度とするなど、専門性の向上とキャリアと給与制度を養成段階から整理・連動させることがまずは必要であ る。
- 人口減少地域において、持続可能なものとして保育士が学び続けながら資質向上につなげられるよう、ネットワークで支え合う研修システムを構築していく必要がある。
- 島嶼部では、交通の便が限られ、日帰り研修をなかなか受けられない。 I C T の進展や新型コロナウイルスの感染拡大により、ウェブ 研修やリモート研修が進んだという面はあるが、こうした課題はまだ残っている。
- 子育て支援施設に保育士資格を持っている方もおり、そうではない子育て経験者も地域におり、その専門性を担保する一方、人材の交 流を進めていくことも一つの考える視点である。
- 養成過程において保育を中心に学ぶ学生にとっては、地域を理解することはなかなか難しい。いったん職場に就いてから地域というものを肌で感じて事の重要性に気づくということも多分にあろうかと思う。養成校にはリカレント教育を充実することを期待するとともに、国においては都道府県が実施する子育て支援員研修を通じて保育士が学ぶ機会を作っていただくようお願いしたい。
- 更なる要領や指針の一元化の他、養成課程を経た後のキャリアアップの進め方やソーシャルワークについても検討が必要である。
- 制度がバラバラの中であれもこれもやるのは、養成校の状況を踏まえると困難であり、保育士と幼稚園教諭の資格制度、大学院やキャリアアップに関する体系・体制の整理も必要である。

保育士の確保と資質向上①

対応案①【保育士の人材確保・定着支援】

- 保育士の確保に当たっては、**①新規資格取得者への支援、②就業者への定着支援、③離職者の再就職支援**という 3 つの局面での支援をそれぞれ行うことが必要である。
- <①新規資格取得者への支援>
- 新規資格取得者への支援としては、<u>保育士修学資金貸付の実施</u>などにより養成校に通う学生への支援を行うこと や、試験合格を目指す者への教材費等への支援を引き続き実施していくことが重要である。
- <②就業者への定着支援>
- **就業者への定着支援**としては、働き方改革を進めるという観点から、<u>ICT化の促進</u>や<u>保育補助者の活用</u>等により、 保育以外の業務等の負荷を軽減するなどの業務効率化を進めることが必要である。
- 特に**人口減少地域等**では、保育士の人材確保が困難となっていることから、こうした地域で就業することのインセンティブ方策を検討するとともに、保護者支援や地域子育て支援などに高齢者を含む子育て経験者等を更に活用するなど、保育士以外も含めた地域全体で保育の提供を支えていくことが必要である。
- <③離職者の再就職支援>
- 離職者の再就職支援としては、再就職する際に必要な費用の貸付の実施などを引き続き実施していくとともに、<u>多</u>様で柔軟な働き方を選択できるような勤務機会の創出の在り方について、検討していくこととしてはどうか。
- <魅力発信等>
- 全ての局面に通ずる取組として、**保育士の魅力を発信**する取組を引き続き実施していくほか、**地域に開かれた保育** 所として、**地域住民への情報提供**を行うともに、**積極的に保育所が地域支援を行うための方策について検討する**。
- <処遇改善>
- 〇 また、**保育士の処遇改善については、**子ども・子育て会議において議論されているように、<u>引き続き、財源の確保</u> **と併せて検討していくことが重要である。**
 - ※ 保育士の処遇改善については、令和元年12月に子ども・子育て会議でとりまとめられた「子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る対応方針について」において、必要な財源の確保等と併せて検討すべきこととされている。
- 以上のような保育士確保対策を検討するに当たっては、これまで主に待機児童解消のための都市部向けの取組を中心に検討してきた側面もあるが、今後は地域における保育士の確保という観点にも留意しながら取組を行うことが必要である。

保育人材の確保に向けた総合的な対策

◆ 「新子育て安心プラン」に基づく約14万人分の保育の受け皿整備に必要となる保育人材(新たに約2.5万人)の確保を含め、 処遇改善のほか、保育の現場・職業の魅力向上を通じた、新規の資格取得、就業継続、離職者の再就職の支援に総合的に取り組む。

新規資格取得支援

- ○保育士修学資金貸付の実施(養成校に通う学生に対し、修学資金の一部を貸付け)
 - ・学費5万円(月額)など。卒業後、5年間の実務従事により返還を免除
- ○保育士の資格取得を支援
 - ・保育所等で働きながら養成校卒業による資格取得を目指す方への授業料、保育士試験の合格による資格取得を目指す方への教材費等の支援
- ○保育士試験の年2回実施の推進(27年度:4府県で実施→29年度:全ての都道府県で実施)
- 〇保育士・保育の現場の魅力発信(情報発信のプラットフォームの構築など、様々な対象者に対して魅力発信を実施)【R3予算】

就業継続支援

- ○保育所等におけるⅠCT化の推進
 - ・保育に関する計画・記録や保護者との連絡、子どもの登降園管理等の業務のICT化に係るシステムの導入費用や翻訳機等を支援
 - ・都道府県等で実施されている研修のオンライン化 【R2補正】
- ○保育補助者の雇い上げの促進(保育士の業務を補助する方の賃金の補助)
 - ・補助要件(勤務時間週30時間以下の要件)の撤廃&補助基準額の引き上げ(1施設1名分(233.3万円)→(311,1万円)等)【R3予算】
- ○保育体制強化事業の促進(清掃等の業務を行う方の賃金の補助)
 - ※園外活動時の見守り等にも取り組む場合:月100千円→月145千円等 【R2予算~】
- ○保育士宿舎借り上げ支援(補助額:一人当たりの月額を市区町村単位で設定(月額8.2万円を上限)、支給期間:採用から5年以内※)
 - ※直近2カ年のいずれかで保育士の<mark>有効求人倍率が2以上</mark>の場合は採用から9年以内【R3予算】
 - ※令和2年度に事業の対象だった者は令和2年度の年数を適用【R3予算】
- ○保育士の働き方改革への支援
 - ・労務管理の専門家による巡回支援や魅力ある職場づくりの啓発セミナーの実施【R3予算】
 - ・保育士確保や定着、労働条件等の改善に関して、保育士の相談窓口を設置【R3予算】

離職者の再就職支援

- ○保育士・保育所支援センターの機能強化(潜在保育士の掘り起こしを行い、保育事業者とのマッチング支援(職業紹介)を実施)
 - ・マッチングシステムを導入する費用を支援し、業務の効率化・きめ細かなマッチングを実施(補助額700万円)
 - ・保育補助者等のマッチングや現職保育士に対する支援、管内の保育所等への巡回等によるマッチング機能の向上【R3予算】
- ○潜在保育士再就職支援事業
 - ・長いブランクによる潜在保育士の職場復帰への不安を軽減するため、保育所等が潜在保育士を非常勤として試行的に雇用する際に行う研修等に要する費用を補助(補助額10万円)
- ○就職準備金貸付事業(再就職する際等に必要となる費用を貸し付け(40万円)、2年間勤務した場合、返還を免除)

保育士修学資金貸付等事業

(保育対策総合支援事業費補助金 令和2年度第3次補正:29億円)

【事業内容】

保育人材確保事業を着実に実施するため、都道府県・指定都市で実施している保育士修学資金貸付等事業の貸付原資等の充実や新規に貸付事業を 実施する自治体への支援を行う。

【実施主体】都道府県·指定都市

【補助割合】国:9/10、都道府県·指定都市:1/10

【貸付事業のメニュー】

【貝刊事未のグーユー】		
1. 保育士修学資金貸付	○ 保育士養成施設に通う学生に対し、修学資金の一部を貸付け ○ 卒業後、5年間の実務従事により返還を免除	○貸付額(上限) ア 学 費 5万円(月額) イ 入学準備金 20万円(初回に限る) ウ 就職準備金 20万円(最終回に限る) エ 生活費加算 4~5万円程度(月額) ※生活保護受給者及びこれに準ずる経済状況の者に限る ※貸付期間:最長2年間
2. 保育補助者雇上支援	 ○ 保育士の雇用管理改善や労働環境改善に積極的に取り組んでいる保育 事業者に対し、保育士資格を持たない保育補助者の雇い上げに必要な費用の貸付けにより、保育士の負担を軽減 ○ 施設全体の保育従事者に占める未就学児をもつ保育従事者の割合が2割以上の保育所等については、短時間勤務の保育補助者を追加配置に必要な費用を貸付 ○ 保育補助者が原則として3年間で保育士資格を取得又はこれに準じた 場合、返還を免除 	○保育補助者雇上費貸付額(上限) 295.3万円(年額) ※貸付期間:最長3年間 ○保育補助者(短時間勤務)雇上費貸付額(上限) 221.5万円(年額) ※貸付期間:最長3年間
3. 未就学児をもつ保育士の 保育所復帰支援	○ 未就学児を有する潜在保育士が支払うべき未就学児の保育料の一部の貸付けにより、再 就職を促進 ○ 再就職後、2年間の実務従事により返還を免除	○貸付額(上限) 5.4万円の半額(月額) ※貸付期間:1年間
4. 潜在保育士の再就職支援	○ 潜在保育士が再就業する場合の就職準備金の貸付けにより、潜在保育士の掘り起こしを 促進 ○ 再就職後、2年間の実務従事により返還を免除	○貸付額(上限) 就職準備金 40万円
5. 未就学児を持つ保育士の 子どもの預かり支援	○ 保育所等に勤務する未就学児をもつ保育士について、勤務時間(早朝 又は夜間)により、自身の子どもの預け先がない場合があることから、ファミリー・サポート・センター事業やベビーシッター派遣事業を利用する際の利用料金の一部を支援 ○ 2年間の勤務により返還を免除	○貸付額(上限) 事業利用料金の半額 ※貸付期間:2年間

保育所等におけるICT化推進等事業【新規】

(保育対策総合支援事業費補助金 令和2年度第3次補正:14億円)

【事業内容】

- (1)保育士の業務負担軽減を図るため、保育の周辺業務や補助業務(保育に関する計画・記録や保護者との連絡、子どもの登降園管理等の業務)に係 るICT等を活用した業務システムの導入費用及び外国人の子どもの保護者とのやりとりに係る通訳や翻訳のための機器の購入にかかる費用の一部を補助す る。
- (2) 認可外保育施設において、保育記録の入力支援など、保育従事者の業務負担軽減につながる機器の導入に係る費用の一部を補助し、事故防止につなげる。
- (3) 病児保育事業等において、空き状況の見える化や予約・キャンセル等のICT化を行うために必要なシステムの導入費用の一部を補助する。
- (4) 都道府県等が実施する研修を在宅等で受講できるよう、オンラインで行うために必要なシステム基盤の整備に係る費用や教材作成経費等の一部を補助する。
- (5) 保育士試験の申請手続や保育士資格の登録申請の届出等について、オンラインによる手続を可能とするために必要なシステム改修費等の一部を補助する。

都道府県、市区町村 【実施主体】

- 【補助基準額】(1)業務のICT化等を行うためのシステム導入 1施設当たり 1,000千円 翻訳機等の購入 1施設当たり 150千円
 - (2) 認可外保育施設における機器の導入 1施設当たり 200千円
 - (3) 病児保育事業等の業務(予約・キャンセル等)のICT化を行うためのシステム導入
 - ① 1 自治体当たり 8,000千円
 - ② 1 施設当たり 1,000千円

(4)研修のオンライン化事業

- 1 自治体当たり 4,000千円
- (5) 保育十資格取得に係るオンライン手続化 総額49.820千円のうち令和元年度の各都道府県の受験者数の割合に応じて、それぞれ設定

【補助割合】

- (1) 国:1/2、市区町村:1/4、事業者:1/4
- (2) 国:1/2、都道府県・市区町村:1/4、事業者:1/4
- (3) ①国:1/2、市区町村:1/2 ②国:1/2、市区町村:1/4、事業者:1/4
 - ※(1)~(3)について、地方自治体が運営する施設(*)を対象にする場合は、国:1/2、自治体:1/2
 - *(1)~(2)は財政力指数が1.0未満の地方自治体が対象。
- (4) 国:1/2、都道府県・市区町村:1/2
- (5) 国:1/2、都道府県:1/2

(1)業務のICT化等を行うためのシステム導入



申請 ③ 補助



保育所等

② システムの導入等 による業務のICT 化の実施



業務支援システム・ 翻訳機等

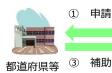
【業務負担が軽減される例】

○保育に関する計画・記録

・手書きで作成していた各期間(年・月・週・日)ごとの指導計画や保育日誌 について、システムにより、関連する項目が自動的に入力される。

○登降園管理

(2) 認可外保育施設における機器の導入









保育施設

業務支援の ための機器

※ 業務支援のための機器を活用することで、保育記録な ど保育従事者の業務負担を軽減する。

保育補助者雇上強化事業【拡充】

(保育対策総合支援事業費補助金の令和2年度予算:394億円の内数 → 令和3年度予算:402億円の内数)

【事業内容】

保育所等における保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図ることを目的として、保育士の補助を行う保育補助者の雇上げに 必要な費用を補助する。

【実施主体】 市区町村

【補助基準額】

定員121人未満の施設:年額2,333千円 又は年額3,111千円※ / 定員121人以上の施設:年額4,666千円 又は年額6,222千円※ ※保育士確保が困難な地域

【保育補助者の要件】

保育所等での実習等を修了した者等

<要件撤廃>

【現行】保育補助者は、原則として勤務時間が週30時間以下であること

【撤廃理由・見直し後】事業の促進を図るため、当該規定を撤廃

【補助割合】

国:3/4、都道府県1/8・市区町村(指定都市・中核市除く)1/8 / 国:3/4、市区町村1/4

【市区町村】









【保育所】

【保育補助者】

保育士の業務負担軽減 ⇒ 離職防止



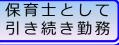
保育所等において保育士を補助





※資格取得支援事業を活用









〇保育士試験合格

〇保育士の養成校を卒業

若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業【拡充】

(保育対策総合支援事業費補助金 令和2年度予算:394億円の内数 → 令和3年度予算:402億円の内数)

【事業内容】

保育士の離職防止や保育所等の勤務環境の改善を図るため、下記支援員が保育所等を巡回支援するために必要な費用の一部を補助する。

- ①「保育事業者コンサルタント」:保育の質の向上や事故防止、保護者・地域住民等とのトラブル等に関する助言・指導
- ②「保育士支援アドバイザー」: 若手保育士等のスキルアップを図るため、保育業務全般に関する助言・指導
- ③「巡回アドバイザー」: 放課後児童クラブにおいて、子どもの安全の確保や子どもの主体的な活動を尊重しつつ、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図るための助言・指導

<拡充>

以下の事業のメニューを新たに追加する。

- ①社会保険労務士などが巡回し保育所等の事業者を支援する、「保育士働き方改革支援コンサルタント」のメニューを追加
- ②魅力ある職場づくりに向けた保育所等の啓発セミナーを開催
- ③保育所の自己評価等の充実により保育の質の確保・向上を図り、働きがいを高められるよう、「保育実践充実コーディネーター」の メニューを追加
- ④公開保育実施の支援や各保育所の自己評価の促進を図るため、「地域協議会(仮称)」を開催

【実施主体】 都道府県、市区町村

【補助基準額】

保育事業者コンサルタント、保育士支援アドバイザー、放課後児童クラブ巡回アドバイザー : 1 自治体当たり それぞれ4,064千円

働き方改革支援コンサルタント、保育実践コーディネーター:1自治体当たり それぞれ4,064千円

魅力ある職場づくりに向けた啓発セミナー、自己評価地域協議会:1自治体当たり それぞれ1,624千円

【補助割合】

国:1/2、都道府県、市区町村:1/2

【概要】保育の現場・職業の魅力向上検討会報告書

1. 基本的な考え方

令和2年9月30日公表

- 保育士の仕事は魅力であふれている。
- ・子どもの育ちに関する高度な専門、生職を備えた専門職・多くの子どもを見守りながら育み続けることができる仕事・子どもの成長の喜びを保護者と分かち合える等
 () 保育の質の中核を担う保育十の確保や専門性を向上させていくためには、主に、以下の方策の推進が必要。
 - ①保育士の職業の魅力を広く地域や社会に発信するとともに、養成段階の取組を充実させること
 - ②保育士が生涯働ける魅力ある職場づくりを推進するため、働き方改革と業務効率化・業務改善を進め、技能・経験・役割に応じた処遇とし つつ、多様で柔軟な働き方を可能とする職場環境を整備していくこと
 - ③保育士資格を有する者と保育所とのマッチングを図るため、保育士・保育所支援センターは関係機関とネットワークを構築すること
- 本報告書を踏まえ、国や地方自治体、保育団体、養成校団体、保育所等の関係者が、取組を進めていくことが期待される。

2. 具体的な方策

①保育士の職業の魅力発信・養成の充実

保育士の職業の魅力や専門性を地域や保護 者等に発信するとともに、養成段階の取組を充 実させる。

(具体的な取組)

- 保育所を「開く」、保育参加を呼びかける
- ・保護者や地域の住民等に保育所を積極的に開く(職場体験・ボランティア等)
- ・保護者に保育参加を呼びかけ、保育現場の 日常、子育ての楽しさ、奥深さを知ってもらう
- 関係機関の連携による保育の魅力発信
- ・保育の魅力を発信する基盤の構築の検討
- ・HPやSNS、漫画等を活用し、国、養成校、 保育団体等が連携して、魅力を発信
- 養成校における教育の充実と質の向上
- ・養成校と保育所双方の実習担当者の共通 研修等を実施
- ・保育現場との協働により、教育の質の向上
- ・卒業生の横のつながりの強化・保育士のコミュ ニティー作りのサポート

②生涯働ける魅力ある職場づくり

働き方改革と業務効率化・業務改善を両輪として行い、保育士が生涯働ける魅力ある職場づくりや、やりがいに見合った職場づくりを推進する。

(具体的な取組)

- 保育所における働き方改革の推進
- ・産休・育休後のキャリアパスの明確化や多様で柔軟な働き方を選択できる勤務環境の整備、技能・経験・役割に応じた処遇となるよう、労務管理の専門家による支援や働き方に関する研修会の開催等による支援
- ・財源確保と併せて、引き続き処遇改善の検討
- ICT等による業務効率化と業務改善の推進
- ・作成書類の在り方を踏まえたICT化、保育補助者等 の活用のガイドラインの策定、研修による普及
- ・ICT等の活用に係る研究の推進
- ノンコンタクトタイムの確保、保育の質の向上等
- ・ノンコンタクトタイムを確保し、保育の振り返り等を行う
- ・オンライン研修の推進、公開保育等の推進
- ・保育士が外部人材に相談しやすい環境整備
- ・シニア人材の活用の推進

③保育士資格保有者と保育所のマッチング

保育士・保育所支援センター(保・保センター)が関係団体等と連携して、ネットワーク を構築し、機能強化を図る。

(具体的な取組)

- 保・保センターの機能強化
 - ・ハローワーク、養成校や保育団体とのネット ワークの構築
 - ・学生等の資格取得支援や現役保育士の就業継続支援の実施
 - ・センターの好事例の収集、周知
- 保・保センターへの登録の推進
 - ・センターの認知度向上
 - ・離職時の住所等の登録の努力義務化を 含む、「潜在保育士」の把握方法の検討
- その他
- ・保育士試験合格者に対する実習の推進
- ・民間職業紹介事業者に対する規制や 取組について、保育所関係者へ周知

(参考)子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る対応方針について(令和元年12月10日子ども・子育て会議)(抄)

- 4. 処遇改善や事務負担軽減等、教育・保育の現場で働く人材の確保に関する事項
- (1) 処遇改善等加算の職員給与への反映状況等の実態を踏まえた、処遇改善の着実な実施とそのための方策
 - ①更なる処遇改善

保育士等の給与の状況については、これまでの処遇改善に向けた取組が一定の効果を上げてきている一方で、依然として全産業平均の賃金月額との間で差があることを強く認識すべきである。これを踏まえ、処遇改善に関する加算の取得の一層の支援を図るとともに、**更なる処遇改善について、必要な財源の確保や改善努力の見える化と併せて引き続き検討すべきである**。

保育士の確保と資質向上②

対応案②【資質の向上】

- 保育士の資質向上について、**保育士一人一人が地理的な事情や就労状況にとらわれない形での研修機会を確保**する ため、**自治体が実施する研修のオンライン化やeラーニング化への支援**を行うことが重要である。
- また、保育の質を高める観点では、<u>ノンコンタクトタイムの確保</u>や保育内容の振り返りを保育士どうしで共有する 機会の確保も重要である。こうした実践のためには、保育を実際に提供する場所以外のスペースの確保が必要となる ため、必要な改修等についての支援を検討していくこととしてはどうか。
- 一方、保育士だけでなく、保育所全体での取組として、**保育所における自己評価を促進**するため、自己評価を行っていない又はその結果を公表していない保育所について、「**保育所における自己評価ガイドライン(2020年改訂**版)」などを活用して取組を促進していくことや、実施できていない要因を分析することが重要である。
- 加えて、保育所の質を向上し、その保育内容等を情報公表するため、**第三者評価を推進している**が、**現状その受審 率は必ずしも高いとは言えない。<u>引き続き、第三者評価の実施とその公表が進んでいくための方策について検討していくことが必要</u>である。**
- また、今般、保育所を含む地域の子育て資源がかかりつけ相談機関として位置付けられることが検討されているなど、保育所において、地域の子育て支援を進めることが期待されていることを踏まえ、
 - ・<u>地域における他の保育所や認定こども園、地域子育て支援拠点事業などといった現場や専門家を含めた情報共有・</u> <u>学び合いの場づくりや、若手保育士をはじめ現場の保育士への保育内容等に関する助言を行う自治体職員への支援</u> <u>を推進していく</u>とともに、
 - ・保育士として過去に就業していた者で短時間勤務であれば可能な者など、**多様な働き方を希望する保育士が**、保育 士としての能力、あるいは子育て経験者としての経験を活かすことができるような機会の創出の在り方について、 保育補助者の仕組みの活用も含めて検討していくほか、
 - ・地域の子育て支援を担う保育士の実践力を高める観点から、保育士に対するソーシャルワークに関する研修の充実 や、保育士養成課程における演習科目の充実等について検討していくこととしてはどうか。
- さらに、<u>次回の保育所保育指針の改定</u>に際して、<u>地域単位での資質向上に向けた取組に関する記載の拡充</u>などを検 討するとともに、こども目線での行政の在り方に関する検討等も踏まえ、<u>認定こども園、幼稚園の要領や研修内容等</u> との更なる整合性を図るなどにより、<u>一定以上の保育の質を確保できる体制づくりを推進</u>していくことが必要であ

12

保育環境改善等事業

(保育対策総合支援事業費補助金 令和2年度予算:394億円の内数 → 令和3年度予算:402億円の内数)

【趣旨】

保育所等において、障害児を受け入れるために必要な改修等や病児保育事業(体調不良児対応型)を実施するために必要な設備 の整備等に必要な費用の一部について支援する。

【実施主体】 市区町村、保育所等を経営する者

【対象事業】

- 1. 基本改善事業(改修等)
 - ①保育所等設置促進等事業

保育需要が高い地域において、保育所等を設置するため、既存施設の改修等を行う事業

- ②病児保育事業(体調不良児対応型)設置促進事業 病児保育事業(体調不良児対応型)の実施に必要な改修等を行う事業
- 2. 環境改善事業(設備整備等)
 - ①障害児受入促進事業

既存の保育所等において、障害児や医療的ケア児を受け入れるために必要な改修等を行う事業

②分園推准事業

保育所分園の設置を推進するため、保育所分園に必要な設備の整備等を行う事業

③熱中症対策事業

熱中症対策として、保育所等に冷房設備を新規設置するための改修等を行う事業

4)安全対策事業

安全対策として、睡眠中の事故防止対策に必要な機器の備品の購入等を行う事業

⑤病児保育事業(体調不良児対応型)推進事業

病児保育事業(体調不良児対応型)を実施するために必要な設備の整備等を行う事業

- ⑥緊急一時預かり推進事業:緊急一時預かりを実施するために必要な設備の整備等を行う事業
- ⑦放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業

放課後児童クラブを行う場所において、放課後児童クラブを開所していない時間等に一時預かり事業を実施するために必要 な設備の整備等を行う事業

【補助基準額】

- 1. 基本改善事業 1事業当たり
- 7. 200千円 2. 環境改善事業(①~③、⑤) 1事業当たり 1,029千円、(④) 1施設当たり
 - (6), (7)1施設当たり 32.000千円

国:1/2、都道府県・市区町村:1/4、事業者:1/4 2⑥⑦の事業 国:1/2、市区町村:1/2 【補助割合】 24の事業

それ以外の事業 国:1/3、都道府県:1/3、市区町村:1/3 又は 国:1/3、指定都市・中核市:2/3

500千円以内

保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会議論のとりまとめ【概要】

2020(令和2)年6月26日

1. 保育所等における保育の質の基本的な考え方

保育の現場において求められること (保育所保育指針の理解と実践、職員間の連携・協働やマネジメント等)

保育の質は、子どもが得られる経験の豊かさと、それを支える保育の実践や人的・物的環境など、多層的で多様な要素により成り立つ。

(保育の質を捉えるに当たり、・「子どもにとってどうか」という視点を基本とする・一定の水準で保障すべき質と実践の中で意味や可能性を追求していく質の両面がある・様々な文脈や関係性を考慮することに留意)

2. 保育実践の質の確保・向上に向けた取組のあり方

保育の質の確保・向上に向けた取組が実効性あるものとなるよう、関係者が共通理解を持って主体的・継続的・協同的に改善・充実を図ることが重要。

①保育所保育指針を共通の基盤とした取組

●評価・研修等様々な取組を、関係者間で理解を共有し一貫性をもって実施

②組織及び地域全体での取組

- ●保育士一人一人の主体的・継続的な参画と、そのための職場の環境づくり
- ●地域において、各現場のリーダー層や職員が互いに学び合う関係の形成

③多様な視点を得る「開かれた」取組

- ●現場間で保育士等が互いに保育を見合い対話する機会の充実・促進
- ●保育に関する様々な立場からの多面的・多角的な検討の実施・普及

④地域における支援人材の確保・育成

●現場を支持的・協同的に支援し、地域的な取組の中核を担う人材の配置

⑤地域の取組と全国的な取組の連動

- ●現場の保育士等と地域の学識経験者等が協同的に関わる取組の実施
- ●各地の事例や意見等を全国的に検討・協議する仕組みの構築

3. 今後の展望

今後、保育の質の確保・向上に向けた一連の取組を進めるに当たっては、国や地方自治体において、以下の施策を行うことが重要。

- ●保育所保育に関する理解を広く促進するための周知・啓発●「保育所における自己評価ガイドライン(2020年改訂版)」に基づく保育内容等の評価の充実
- ●地域におけるネットワークの構築推進●キャリアアップ研修等、保育士等の資質・専門性向上の機会の確保・充実●関係者間の情報共有・意見交換の場づくり

[※] 今後検討すべき事項として挙げられた「3歳未満児の保育」「移行期の保育と接続」「特別な配慮を必要とする子どもの保育」「保護者に対する子育て支援」に関しては、調査研究と実践を 連動させながら継続的に情報共有や理解促進を図る。

「保育所における自己評価ガイドライン(2020年改訂版)」の概要

<目 的>

保育所保育指針に基づき、**保育所における保育内容等の評価による保育の改善**に資するよう、保育所保育の特性を踏まえた保育内容等の自己評価の基本を示し、各保育所が、保育内容等の評価に取り組む際に活用する。

1 保育内容等の評価の基本的な考え方

- ・保育所保育指針に基づく「保育内容等の評価」について、目的と意義・対象・主体・全体像など、基本的な考え方について記載
 - (1) 保育所保育指針に基づく保育内容等の評価
 - (3) 保育内容等の評価の全体像と多様な視点の活用

2 保育士等による保育内容等の自己評価

- ・ 保育士等が子どもの理解を踏まえ自らの保育の計画と実践に ついて行う評価の基本的な流れと内容について記載
- (1) 保育士等が行う保育内容等の自己評価の流れ
- (2)保育における子どもの理解
- (3) 保育の計画と実践の振り返り
- (4) 保育の改善・充実に向けた検討

4 保育所における保育内容等の自己評価の展開

- ・ 保育士等の自己評価とそれを踏まえた保育所の自己評価の 取組の進め方、効果的・効率的な評価の実施のための留意 や工夫等について記載
- (1)保育の記録とその活用
- (2) 保育所における取組の進め方
- (3) 自己評価の方法とその特徴
- (4) 自己評価に当たって考慮すべき事項

3 保育所による保育内容等の自己評価

- ・保育所が、全職員の共通理解の下で組織として取り組む自己評価に関して、基本的な流れと内容について記載
 - (1) 保育所が組織として行う保育内容等の自己評価の流れ
 - (2)評価の観点・項目の設定
 - (3) 現状・課題の把握と共有
 - (4)保育の改善・充実に向けた検討

(2) 保育内容等の評価の目的と意義

5 保育内容等の自己評価に関する結果の公表

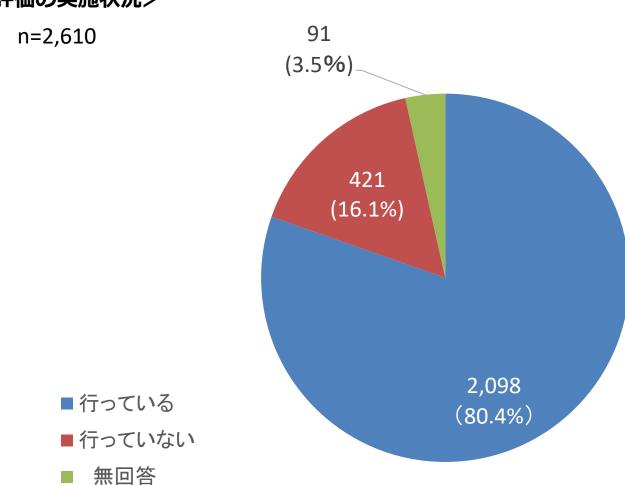
- ・ 保育内容等の自己評価に関する結果の公表について、その 意義・方法の例、公表に当たっての留意事項等について記載
- (1) 自己評価の結果を公表する意義
- (2) 自己評価の結果の公表方法
- (3) 自己評価の結果の公表に当たって留意すべき事項

別添:保育内容等の自己評価の観点 (例)、関係法令等

保育所における自己評価等に関する実態調査①(自己評価の実施状況)

- 〇「園において自己評価を行っている」と回答したのは、2,098か所(80.4%)。
- ○「園において自己評価を行っていない」と回答したのは、421か所(16.1%)。

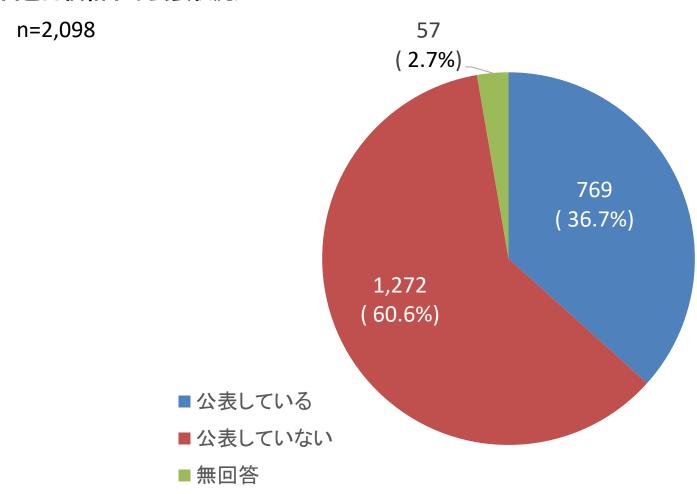
<自己評価の実施状況>



保育所における自己評価等に関する実態調査②(自己評価結果の公表状況)

- 「自己評価の結果を公表している」と回答した園は、769か所(36.7%)。
- ○「自己評価の結果を公表していない」と回答した園は、1,272か所(60.6%)。

<自己評価結果の公表状況>



福祉サービス第三者評価事業の概要

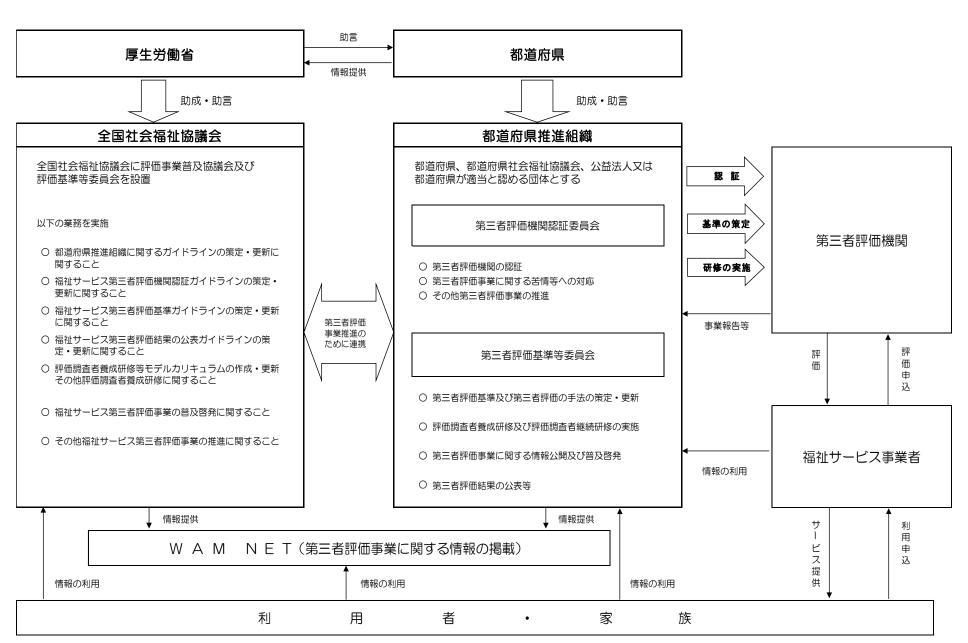
目的

- 福祉サービス第三者評価事業 (※) は、個々の事業者が事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に 結びつけるとともに、評価結果の公表が利用者の適切なサービス選択に資するための情報となることを目的とするもの。 (※) 福祉サービスの質の向上を図るため、保育所をはじめとする福祉施設・事業所に対して第三者が評価を行う事業。
 - 評価基準
- ○具体的な第三者評価は
 - ①保育所のみならず、すべての福祉施設・事業所(以下、「社会福祉事業」という)に共通する項目「共通評価基準ガイドライン」(平成17年策定、平成30年最終改訂)
 - ②社会福祉事業の種別(保育所、児童館、高齢者福祉サービス等)の特性や専門性を踏まえ、各社会福祉 事業ごとに策定されている「内容評価基準ガイドライン」(平成17年策定、令和2年最終改訂) に基づき実施。

※福祉サービス第三者評価に関する法令上の位置付け

- 保育をはじめとする社会福祉事業 (※) の経営者は、自らその提供するサービスの質を評価することその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に 立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。(社会福祉法第78条)
 - (※) 社会福祉法第2条に規定する第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業をいう。
 - ①第一種社会福祉事業・・・婦人保護施設、養護老人ホーム、児童養護施設、障害児入所施設等を経営する事業
 - ②第二種社会福祉事業・・・障害福祉サービス事業、児童厚生施設(児童館)、保育所等を経営する事業
- 保育所等 (※) は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善に努めなければならない。 (児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第36条の 2 第 2 項)
 - (※) 幼稚園 (子ども・子育て支援法第27条に規定する施設型給付費の支給対象施設に限る)、認定こども園、地域型保育事業を含む。

福祉サービス第三者評価事業の推進体制



「福祉サービス第三者評価事業」の保育所等における受審の状況

		過去5年以內	過去5年より前に受審 している	受審してい ない					
施設数	保育所等	6408				<u>施</u> 524	施 537	1700	20629
	地域型保育事業所	441	268	58	65	24	27	47	5947
受審率	保育所等	22.3%	10.3%	4.3%	4.0%	1.8%	1.9%	5.9%	71.8%
	地域型保育事業所	6.9%	4.2%	0.9%	1.0%	0.4%	0.4%	0.7%	92.4%

(資料出所) 厚生労働省「社会福祉施設等調査(令和元年)」

- 注1)保育所等には、保育所、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園が含まれる
- 注2) 地域型保育事業所には、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、居宅訪問型保育事業所、 事業所内保育事業所が含まれる

若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業【拡充】(再掲)

(保育対策総合支援事業費補助金 令和2年度予算:394億円の内数 → 令和3年度予算:402億円の内数)

【事業内容】

保育士の離職防止や保育所等の勤務環境の改善を図るため、下記支援員が保育所等を巡回支援するために必要な費用の一部を補助する。

- ①「保育事業者コンサルタント」:保育の質の向上や事故防止、保護者・地域住民等とのトラブル等に関する助言・指導
- ②「保育士支援アドバイザー」: 若手保育士等のスキルアップを図るため、保育業務全般に関する助言・指導
- ③「巡回アドバイザー」: 放課後児童クラブにおいて、子どもの安全の確保や子どもの主体的な活動を尊重しつつ、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図るための助言・指導

<拡充>

以下の事業のメニューを新たに追加する。

- ①社会保険労務士などが巡回し保育所等の事業者を支援する、「保育士働き方改革支援コンサルタント」のメニューを追加
- ②魅力ある職場づくりに向けた保育所等の啓発セミナーを開催
- ③保育所の自己評価等の充実により保育の質の確保・向上を図り、働きがいを高められるよう、「保育実践充実コーディネーター」の メニューを追加
- ④公開保育実施の支援や各保育所の自己評価の促進を図るため、「地域協議会(仮称)」を開催

【実施主体】 都道府県、市区町村

【補助基準額】

保育事業者コンサルタント、保育士支援アドバイザー、放課後児童クラブ巡回アドバイザー : 1 自治体当たり それぞれ4,064千円

働き方改革支援コンサルタント、保育実践コーディネーター:1自治体当たり それぞれ4,064千円

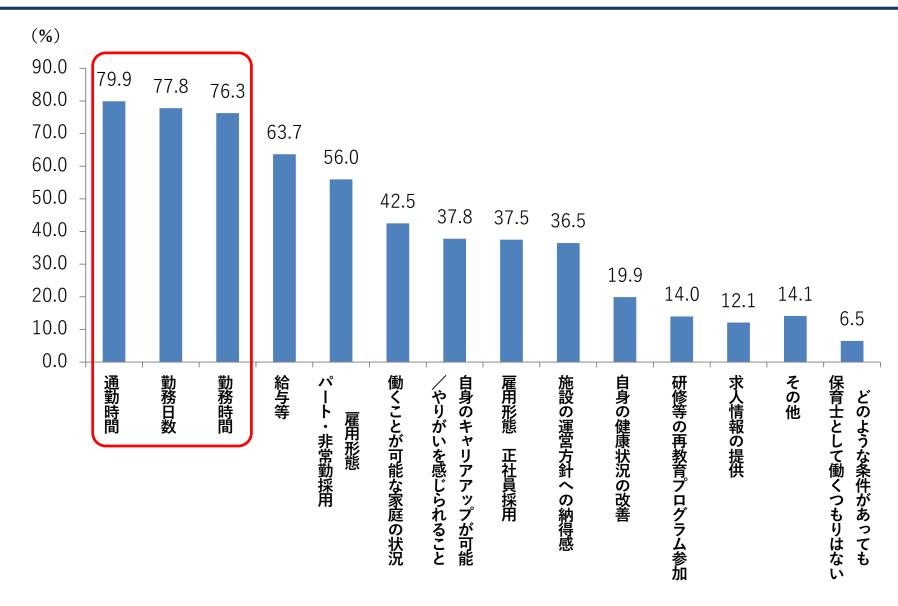
<u>魅力ある職場づくりに向けた啓発セミナー、自己評価地域協議会:1自治体当たり それぞれ1,624千円</u>

【補助割合】

国:1/2、都道府県、市区町村:1/2

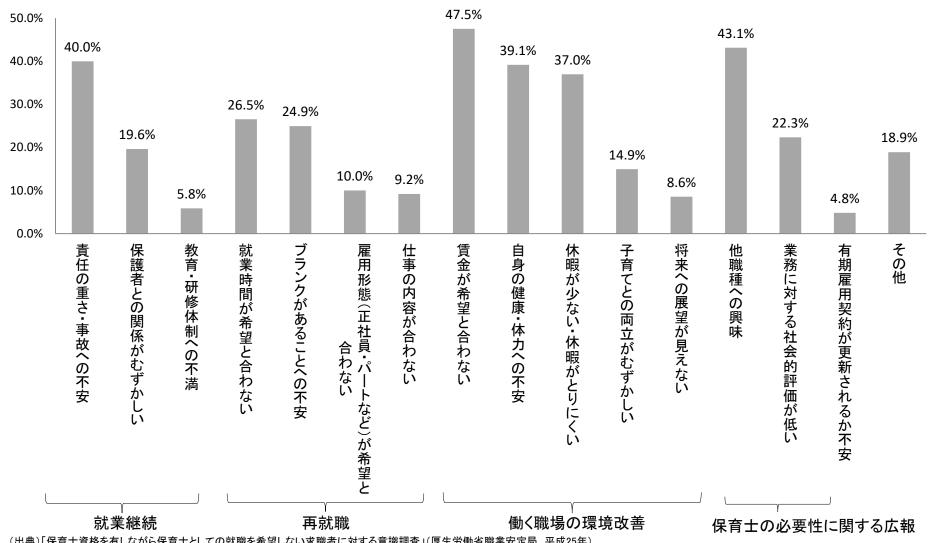
過去に保育士として就業した者が再就業する場合の希望条件(複数回答)

○保育士が再就業する場合の条件としては、通勤時間、勤務日数、勤務時間等が多く挙げられている。



保育士として就業を希望しない理由(複数回答)

○働く職場の環境改善に加え、再就職に当たっての課題も多く挙げられている



保育士の専門性と他の施設・事業、資格との関係について

- 保育士に求められる専門性は、乳幼児の発達支援から保護者支援まで幅が広い
- 保育所以外の施設・事業又は保育士以外の資格においてもその専門性が評価されている

保育所の保育士に求められる知識及び技術

- ・保育所保育指針の解説では、以下のとおり規定
 - ① これからの社会に求められる資質を踏まえながら、乳幼児期の子どもの発達に関する専門的知識を基に子どもの育ちを見通し、一人一人の子どもの発達を援助する知識及び技術
 - ② 子どもの発達過程や意欲を踏まえ、子ども自らが生活していく力を細やかに助ける生活援助の知識及び技術
 - ③ 保育所内外の空間や様々な設備、遊具、素材等の物的環境、自然環境や人的環境を生かし、保育の環境を構成していく知識及び技術
 - ④ 子どもの経験や興味や関心に応じて、様々な遊びを豊かに 展開していくための知識及び技術
 - ⑤ 子ども同士の関わりや子どもと保護者の関わりなどを見守り、その気持ちに寄り添いながら適宜必要な援助をしていく 関係構築の知識及び技術
 - ⑥ 保護者等への相談、助言に関する知識及び技術

保育士と他の施設・事業、資格との関係

〈保育士の配置を必置としている施設・事業(例)>

- ・児童養護施設・障害児入所施設・児童発達支援センター
- · 児童心理治療施設

<一定の要件の下で保育士を配置できる施設・事業(例)>

- ・乳児院(必置である看護師に代えて配置可能)
- ・母子生活支援施設(必置の母子指導員となることが可能)
- ・児童厚生施設(必置の児童の遊びを指導する者となることが可能)
- ・児童自立支援施設(必置の児童生活支援員となることが可能)
- ・児童家庭支援センター(必置の職員の条件に該当)
- ・放課後児童クラブ(研修修了で原則配置の放課後児童支援員になることが可能)
- ・養育支援訪問事業(専門的相談支援員となることが可能)

<他の資格制度等において保育士であることが考慮される例>

- ·介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士
- →いずれも「保育所以外」の施設等で保育士が主たる業務として 相談援助等に従事した場合に、実務経験として考慮

(参考1) 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)(抄)

(福祉サービスの質の向上のための措置等)

- 第七十八条 社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉 サービスを受ける者の立場に立つて良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。
- 2 国は、社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上のための措置を援助するために、福祉サービスの質の公正かつ適切な評価の実施に資するための措置を講ずるよう努めなければならない。
- (参考2) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号)(抄)

(業務の質の評価等)

- 第三十六条の二 保育所は、自らその行う法第39条に規定する業務の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 2 保育所は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(参考3)家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成二十六年厚生労働省令第六十一号)

(家庭的保育事業者等の一般原則)

第五条

- 3 家庭的保育事業者等は、自らその行う保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 4 <u>家庭的保育事業者等は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。</u>

(参考4) 保育所保育指針(平成二十六年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第二号)(抄)

第5章 職員の資質向上

第1章から前章までに示された事項を踏まえ、保育所は、質の高い保育を展開するため、絶えず、一人一人の職員についての資質向上及び職員全体の専門性の向上を図るよう努めなければならない。

- 1 職員の資質向上に関する基本的事項
- (1) 保育所職員に求められる専門性

子どもの最善の利益を考慮し、人権に配慮した保育を行うためには、職員一人一人の倫理観、人間性並びに保育所職員としての職務及び責任の理解と自覚が基盤となる。

各職員は、自己評価に基づく課題等を踏まえ、保育所内外の研修等を通じて、保育士・看護師・調理員・栄養士等、それぞれの職務 内容に応じた専門性を高めるため、必要な知識及び技術の修得、維持及び向上に努めなければならない。

(2) 保育の質の向上に向けた組織的な取組

保育所においては、保育の内容等に関する自己評価等を通じて把握した、保育の質の向上に向けた課題に組織的に対応するため、保育内容の改善や保育士等の役割分担の見直し等に取り組むとともに、それぞれの職位や職務内容等に応じて、各職員が必要な知識及び技能を身につけられるよう努めなければならない。

25

保育士の資質の確保

保育士の資質の確保

論点

○ わいせつ行為を行った保育士の対策など、保育士に求めるべき最低限の資質の確保策について、教員の取扱い等を 踏まえ、どのように考えるか。

対応の方向性

- 近年、児童と接する業務に従事する者が児童に対してわいせつ行為を行う事案や保育所で預かる児童の所在確認を 適切に行っていなかった結果として死亡事案が発生するといった悪質な事案が発生している。
- このような事案は広く報道等により敷衍されることなどにより、保育所・保育士の信頼を損なっている虞があることから、引き続き、監査を通じた運営基準や保育所保育指針の遵守や保育士の資格管理の徹底を行うことにより、保育所・保育士としての最低限の質の確保を行っていくことが重要である。
- とりわけ、わいせつ行為を行った保育士については、厳正な処分や二度と復帰させない方策を求める声が上がっており、令和2年6月11日に決定された「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」でも、こうした背景から、保育士について教員と同様の対応を検討する旨が盛り込まれた。
- こうした中で、同じ児童と接する業務である教員については、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」(議員立法)により、児童生徒等に対してわいせつ行為を行った教員の資格管理が厳格化されており、また、同法の附帯決議により、保育士資格についても、同様の仕組みを検討することとされている。
- こうした動きを踏まえ、<u>引き続き、監査等を通じた保育所・保育士に関する最低限の質を確保していく</u>とともに、 わいせつ行為を行った保育士について、登録の取消しや再登録等について、教員と同様の対応を行うこととする。

保育士の資質の確保

構成員からの主な意見

<わいせつ行為を行った保育十の対策について>

- わいせつ行為を行った保育士の対策を含め、保育の質を担保する仕組みを作ることが社会的な使命として必要である。
- わいせつ行為を行った保育士の対策については、教員に関する官報情報検索ツールなども踏まえて検討を進めるべきである。
- わいせつ行為を行い保育士の再登録を可能とすることが適当かどうかについては、性犯罪心理の専門家などにもヒアリングを行うべきである。保育所に復帰してきた時にも保育所任せにするのではなく、再教育や性犯罪を犯した後のケアに関する専門家のフォローアップ等が必要である。おむつ替えが必要な子どもを担当することや一人担任を行うことについてのプロセスをどうするかなどについて、非常に慎重に進めていくべきである。

保育士の資質の確保①

対応案①【最低基準の遵守等】

- 多くの保育所・保育士が、児童福祉法の精神に則り、乳幼児やその家族に対し、必要かつ良質な保育の提供を行っているにもかかわらず、一部の悪質な事案の発生により、保育所・保育士の信用が傷つくことはあってはならないことである。
- こうしたことがないよう、**保育所や保育士は<u>運営基準や保育所保育指針などの法令を遵守する</u>とともに、自治体はこれらが適切に確保できているよう、児童福祉法の規定に基づき必要な監査に引き続き努める**ことが重要である。
- また、保育士の登録が取り消された保育士については、保育士を名乗り保育を行うことが相応しいと認められない ことから、引き続き登録を取り消された保育士の保育士証の返還を厳格に求めるなど、**保育士の資格管理を徹底的に 行うことも重要**である。

保育士の資質の確保②

対応案②-1【保育士登録制度の厳格化】

(1)登録禁止期間の延長

- 現行制度において、保育士の欠格事由における登録禁止期間については、
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しな い者
 - ・児童福祉関係法の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
 - ・虚偽等に基づく登録や信用失墜行為・秘密保持義務違反により登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者
 - となどとされており、刑の軽重等を問わず、一律2年となっている。
- この点について、保育士の資格に対する信用や業務の適切な遂行をより高度に確保する観点から、**保育士の登録禁 止期間を、教員と同様、**
 - ・禁錮以上の刑に処せられた場合は期限を設けず、
 - ・それ以外の場合は3年
 - に見直すこととしてはどうか。
- ※ 禁錮以上の刑に処せられた場合の登録禁止期間について期限を設けないこととしても、教員の場合と同様、刑法における刑の消滅規定の適用は受けるものであり、刑の執行を終了し、罰金以上の刑に処せられないで10年を経過したときは、保育士の登録は可能となる。

(2)取消事由の追加

- 現行制度において、わいせつ行為を行った保育士については、禁錮以上の刑に処せられた場合や、児童福祉関係法 の規定により罰金の刑に処せられた場合に該当すれば、登録を取り消さなければならないこととされている。
- しかしながら、今般成立した議員立法において規定されているように、**わいせつ行為には刑に処せられる場合以外** <u>にも様々な態様があることから、保育士資格を有する者の適性を確保するため、教員と同様、こうした行為について</u> も保育士の登録を取り消さなければならない事由とすることとしてはどうか。

(参考1)保育士及び教員の欠格事由及び登録禁止期間の比較

	保育士(児童福祉法)(現行)	保育士(児童福祉法)(見直し案)	教員(教育職員免許法)
禁錮以上の刑に処 せられた場合	執行を終わった日等から起算して <u>2</u> 生	期限なし ※ただし、刑法における刑の消滅規 定による制限あり	期限なし ※ただし、刑法における刑の消滅規 定による制限あり
罰金の刑に処せら れた場合	児童福祉関係法律の規定による場合 に、執行を終わった日等から起算し て 2年	児童福祉関係法律の規定による場合 に、執行を終わった日等から起算し て <u>3年</u>	_
登録取消・免許状 失効等による場合	登録取消の日から起算して <u>2年</u>	登録取消の日から起算して <u>3年</u>	免許状失効等の日から <u>3年</u> (禁錮以上の刑の場合等を除く)
登録の取消・ 免許状失効等 を行わなけれ ばならない場 合	<取消事由> ・欠格事由に該当するに至った場合 ・虚偽等に基づく登録を受けた場合	<取消事由> ・欠格事由に該当するに至った場合 ・虚偽等に基づく登録を受けた場合 ・わいせつ行為を行ったと認められ る場合	< 取消事由 > ・ 欠格事由に該当するに至った場合 ・ 教員が懲戒免職等の処分を受けた場合
登録の取消・ 免許状失効等 を行うことが できる場合	<取消事由> ・信用失墜行為の場合 ・秘密保持義務違反の場合	<取消事由> ・信用失墜行為の場合 ・秘密保持義務違反の場合	<取消事由> ・現職教員ではない免許状保有者が、 故意に法令違反し、又は教員たる にふさわしくない非行を行った場 合

(参考2)刑法(明治四十年法律第百四十五号)(抄)

(刑の消滅)

第三十四条の二 禁錮以上の刑の執行を終わり又はその執行の免除を得た者が罰金以上の刑に処せられないで十年を経過したときは、刑の 言渡しは、効力を失う。罰金以下の刑の執行を終わり又はその執行の免除を得た者が罰金以上の刑に処せられないで五年を経過したとき も、同様とする。 (参考3)教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律(令和三年法律第五十七号)(抄)

(定義)

- 第二条 この法律において「学校」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。
- 2 この法律において「児童生徒等」とは、次に掲げる者をいう。
 - 一 学校に在籍する幼児、児童又は生徒
 - 二 十八歳未満の者(前号に該当する者を除く。)
- 3 この法律において「児童生徒性暴力等」とは、次に掲げる行為をいう。
 - 一 <u>児童生徒等に性交等(刑法(明治四十年法律第四十五号)第百七十七条に規定する性交等をいう。以下この号において同じ。)をすること又は児童生徒等をして性交等をさせること(児童生徒等から暴行又は脅迫を受けて当該児童生徒等に性交等をした場合及び児童生徒等の心身に有害な影響を与えるおそれがないと認められる特別の事情がある場合を除く。)。</u>
 - 二 児童生徒等にわいせつな行為をすること又は児童生徒等をしてわいせつな行為をさせること(前号に掲げるものを除く。)。
 - 三 <u>児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号。次号において「児</u> 童ポルノ法」という。)第五条から第八条までの罪に当たる行為をすること(前二号に掲げるものを除く。)。
 - 四 <u>児童生徒等に次に掲げる行為(児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものに限る。)であって児童生徒等を著しく羞恥させ、若しく</u> <u>は児童生徒等に不安を覚えさせるようなものをすること又は児童生徒等をしてそのような行為をさせること(前三号に掲げるものを除 <u>く。)。</u></u>
 - イ <u>衣服その他の身に着ける物の上から又は直接に人の性的な部位(児童ポルノ法第二条第三項第三号に規定する性的な部位をいう。)</u> その他の身体の一部に触れること。
 - 口 通常衣服で隠されている人の下着又は身体を撮影し、又は撮影する目的で写真機その他の機器を差し向け、若しくは設置すること。
 - 五 <u>児童生徒等に対し、性的羞恥心を害する言動であって、児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものをすること(前各号に掲げるものを除く。)。</u>

保育士の資質の確保②

対応案②-2【保育士登録制度の厳格化】

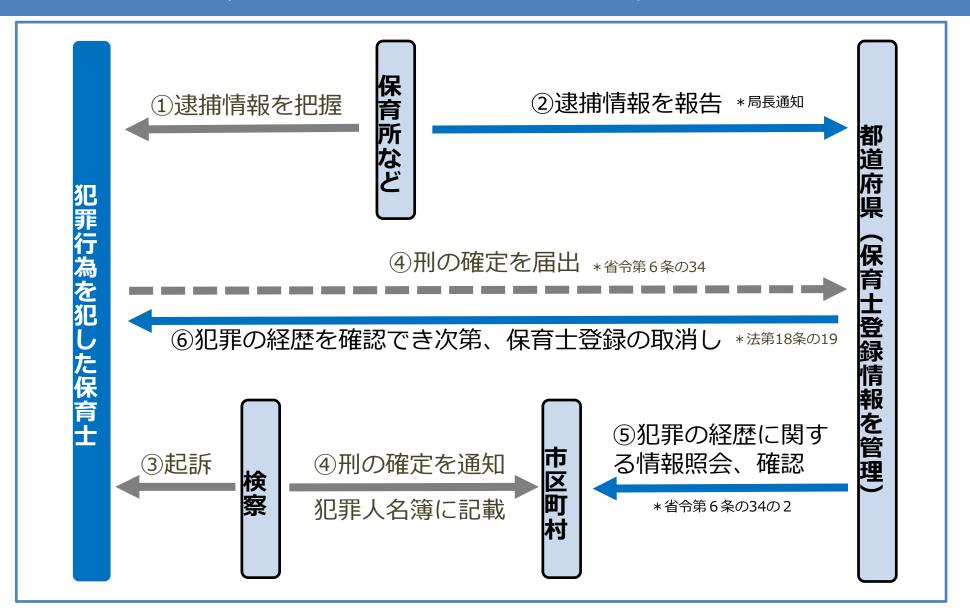
(3)わいせつ行為により保育士の登録を取り消された者の再登録の制限

- 対応案(1)により保育士の再登録禁止期間を延長することとしても、なおも再登録禁止期間後に再び保育士の登録を行うことは可能であり、わいせつ行為を行ったことにより保育士の登録を取り消された者が再びわいせつ行為を繰り返すことのないようにする必要がある。
- 都道府県においても保育士資格を有すべき者の適性をより正確に判断できるようにするための仕組みを構築する観点から、今般成立した教員に関する議員立法の仕組みと同様、わいせつ行為により保育士の登録を取り消された者については、その後の事情により再び保育士の登録を行うのが適当であると認められる場合に限り、再び保育士の登録を行うことができることとしてはどうか。
- その際、<u>都道府県においては、新たに審査会を設置するか、既存の都道府県児童福祉審議会において、再登録の可</u> <u>否について審査し、その意見を聴いた上で判断することとしてはどうか。</u>

(4)わいせつ行為により保育士の登録を取り消された者の情報を把握する仕組みの創設

- また、わいせつ行為は起きてしまってからでは取り返しがつかないものであり、保育士資格を有しないにもかかわらず、保育士として業務を行うことのないよう、万全を期する観点から、今般成立した教員に関する議員立法の仕組みと同様、国においてわいせつ行為により保育士の登録を取り消された者の情報が登録されたデータベースを整備するなどわいせつ行為を行った保育士の情報を保育士を雇用する者等が把握できるような仕組みを構築することとしてはどうか。
 - ※情報を把握できる者の範囲やデータベースの利用目的の制限の在り方(保育所で保育士として雇用する場合に限る等)は、教員の取扱いや個人情報保護等の観点から、慎重に検討する。
 - ※ データベースの構築に当たっては、教員は、従来より、免許の取上げ時に、その旨やわいせつ行為を含めた取消 事由を官報公告しているが、保育士については同様の取組は行われていない点も踏まえつつ、検討する。

(現行)犯罪を犯した保育士に対する登録の取消しの流れ



教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律(令和3年法律第57号)概要

目的

児童生徒等の尊厳を保持するため、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を推進し、もって児童生徒等の権利利益 の擁護に資することを目的とする。

定義

「児童生徒性暴力等」に該当する行為として、現在の運用上、児童生徒等に対するわいせつ行為等として**懲戒免職処分の対象となり得る行為**を列挙。(※刑事罰の対象とならない行為も含み、児童生徒等の同意や暴行・脅迫等の有無を問わない。) 「児童生徒等」とは、学校に在籍する幼児、児童又は生徒・18歳未満の者をいう。

禁止 行為

教育職員等は、児童生徒性暴力等をしてはならない。

理念 責務 等

- ◎基本理念 (施策の推進に当たっての**基本的認識、**児童生徒等の**安心**の確保、**被害児童生徒等の保護、適正かつ厳格な懲戒処分等** 等)
- ◎国等の責務(国・地方公共団体・任命権者等・学校の設置者・学校・教育職員等)
- ◎法制上の措置等

について規定

基本 指針

文部科学大臣は、基本指針を策定。

防止に 関する 措置

- ① 教育職員等に対する啓発
- ② 児童生徒等に対する啓発
- ③ データベースの整備等
- ④ 児童生徒性暴力等対策連絡協議会

早期発見対処に関する措置

- ① 早期発見のための措置
- ② 学校への通報、警察署への通報等
- ③ 専門家の協力を得て行う調査
- ④ 児童生徒等の保護支援等
- ⑤ 教育職員等以外の学校で働く者の児童生徒性暴力等への対処

再免許 の特例

- ◎児童生徒性暴力等を行ったことにより免許状が失効等した者については、その後の事情から再免許を授与するのが適当である場合に限り、再免許を授与することができる。
- ※児童生徒性暴力等を行ったことで**免許失効等となった者は**、現行の教育職員免許法の**欠格期間経過後、上記の厳しいルール**に基づき 再免許授与の可否を判断。

施行 期日

- ◎一部の規定を除き、公布の日(令和3年6月4日)から起算して一年以内に施行
- 検討
- ◎教育職員等以外の児童生徒と接する業務に従事する者による児童生徒性暴力等の防止等の体制の在り方、児童生徒と接する業務に従 事する者の資格及び児童生徒等に性的な被害を与えた者に係る照会制度の在り方等について検討
- ◎3年後の見直し

(参考1)性犯罪・性暴力対策の強化の方針(令和2年6月11日性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議)(抄)

(わいせつ行為を行った教員等の厳正な処分)

児童生徒等に対してわいせつ行為に及んだ教員については原則として懲戒免職とすることや告発を遺漏なく行うことを徹底するよう、改めて各教育委員会に指導する。また、<u>過去に児童生徒等へのわいせつ行為等を原因として懲戒処分等を受けた者の教員免許状の管理等の在り方について、</u>免許状失効から3年経過すれば再取得可能となっていることを含め、<u>より厳しく見直すべく、</u>他の制度との関係や法制上の課題等も含め検討を進める。あわせて、<u>保育士等についても同様の対応を検討する</u>。さらに、わいせつ行為が行われないよう、必要な環境の整備を図る。

(参考2)田村厚生労働大臣閣議後記者会見発言(令和2年10月20日)(抄)

それから文科省に関してはいろいろな<u>わいせつ事案の教員免許、これに対して管理の厳格化をすればどうだというような検討が行われているということは承知</u>しておりますので、我が省で言えば保育士ということになるのか、教員免許というものに対応するものとすればですね、この**保育士について必要な検討をしていく必要がある**。

これは**文科省がこれからどのような方向性に向かっていくのか注視しながら、我が省としてもしっかりと対応していかなければならない** と、免許の再取得は年限が確か教員の方は3年、うちの方は2年だったと思いますので、そういうこと含めてどういうふうにこれからあるべきか、ということは検討してまいりたいと思います。

いずれにしてもわいせつ行為は許されることではありませんし、お子さんには心に傷が一生残る話でございますので、**こういうことが起**こらないようにしっかりと厳格化していく中でこういうことを防げるように努力してまいりたいと思います。

(参考3)経済財政運営と改革の基本方針2021(令和3年6月18日閣議決定)(抄)

子どもにわいせつ行為を行った教員に対する措置について、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律に基づく取組を着実に進める。さらに、保育士における同様の対応のほか、教育・保育施設等や子供が活躍する場で、有償、無償を問わず職に就こうとする者から子供を守ることができる仕組みの構築等について検討し、子供をわいせつ行為から守る環境整備を進めるなど、海外の先進事例を踏まえ、子供の安心の確保ための様々な課題について検討する。

(参考4)教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する件(令和3年5月21日衆議院文部科学委員会)(抄)

- 一 教育職員等のみならず、何人も児童生徒等に対してわいせつ行為を行うことはあってはならないことに鑑み、**保育士についても実態把 握を進めるとともに、保育士資格についても特定免許状失効者等に対する教育職員免許法の特例と同様の仕組みを検討すること**。
- 二 教育職員等以外の職員、部活動の外部コーチ、ベビーシッター、塾講師、高等専門学校の教育職員、放課後児童クラブの職員等の免許等を要しない職種についても、わいせつ行為を行った者が二度と児童生徒等と接する職種に就くことができないよう、児童生徒等に性的な被害を与えた者に係る照会制度が必要である。その検討に当たっては、イギリスで採用されている「DBS制度」も参考にして、教育職員等のみならず児童生徒等と日常的に接する職種や役割に就く場合には、採用等をする者が、公的機関に照会することにより、性犯罪の前科等がないことの証明を求める仕組みの検討を行うこと。

(参考5)教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律案に対する附帯決議(令和3年5月27日参議院文教科学委員会)(抄)

- 一、教育職員等のみならず、何人も児童生徒等に対してわいせつ行為を行うことはあってはならないことに鑑み、保育士についても実態把 握を進めるとともに、わいせつ行為を行った教育職員等が懲戒後に保育士等に職種を変えて就く実態があることから、早期に保育士資格 についても特定免許状失効者等に対する教育職員免許法の特例と同様の仕組みを検討すること。
- 二、教育職員等以外の職員、部活動の外部コーチ、ベビーシッター、塾講師、高等専門学校の教育職員、放課後児童クラブの職員等の免許等を要しない職種についても、わいせつ行為を行った者が二度と児童生徒等と接する職種に就くことができないよう、児童生徒等に性的な被害を与えた者に係る照会制度が必要である。その検討に当たっては、イギリスで採用されている「DBS制度」も参考にして、教育職員等のみならず児童生徒等と日常的に接する職種や役割に就く場合には、採用等をする者が、公的機関に照会することにより、性犯罪の前科等がないことの証明を求める仕組みの検討を行うこと。

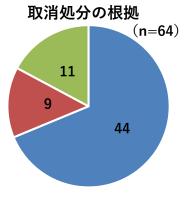
わいせつ行為等に係る保育士登録取消処分の実態調査結果①

<調査について>

- 各都道府県に対して、平成15年から令和2年10月末までの間にわいせつ行為等により保育士登録の取消処分を受けた者について実態調査を行い、わいせ つ行為等により保育士登録の取消処分を受けた計64名について、以下のとおり分析を実施。
- <本調査における「わいせつ行為等」の定義について>
- 「わいせつ行為等」とは、わいせつ行為及びセクシュアル・ハラスメントをいう。
- 「わいせつ行為」とは、強制性交等、強制わいせつ(13歳以上の者への暴行・脅迫によるわいせつ行為及び13歳未満の者へのわいせつ行為)、公然 わいせつ、わいせつ物頒布等、買春、痴漢、のぞき、陰部等の露出、青少年保護条例等違反、不適切な裸体・下着姿等の撮影(隠し撮り等を含む。)、わ いせつ目的をもって体に触ること等をいう。
- 「セクシュアル・ハラスメント」とは、他の教職員、児童生徒等を不快にさせる性的な言動等をいう。

<その他>

○ なお、平成15年から令和2年4月までの間に保育士登録の取消処分を受けた者は計127名(男67名、女60名)である。





- 児童福祉関係法律による罰金の刑
- ■信用失墜行為





被処分者の所属する施設等

■ 保育所

■認可外保育施設

わいせつ行為等の相手の属性

- ■その他の児童福祉施設

保育士資格不要の事業所(会社員等)

(n=64)

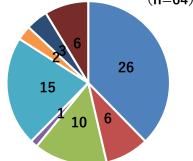
被処分者の年齢層 (n=64)5 35 22

■ 20代 ■ 30代 ■ 40代 ■ 50代以上

■ 就学前児童

- ■その他の従事先施設の児童
- ■その他の成人等

(n=64)26 15



就学児童(小学生)

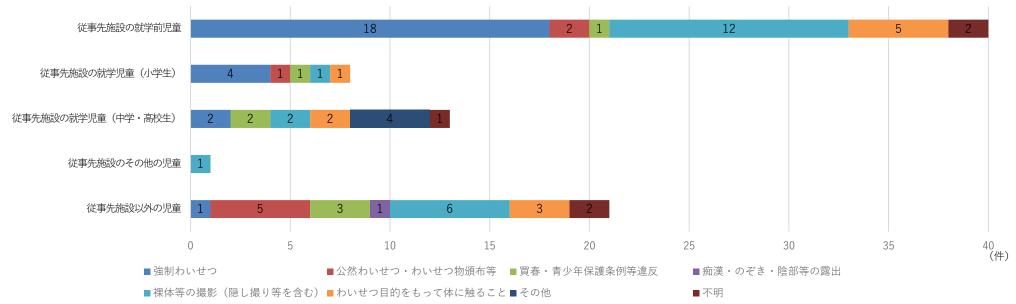
■不明

- ■従事先施設以外の児童
 - 従事先施設の職員

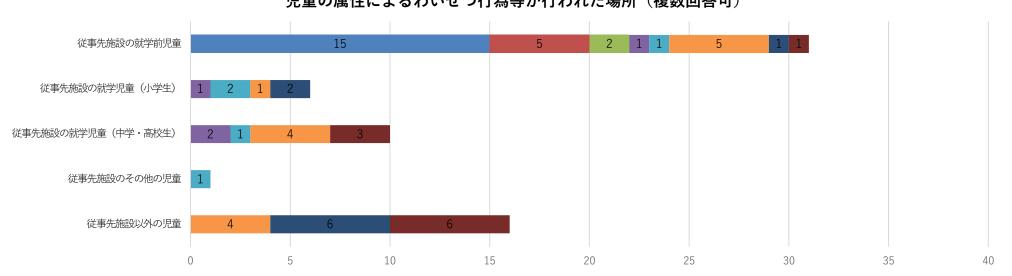
■ 就学児童(中学・高校生)

わいせつ行為等に係る保育士登録取消処分の実態調査結果②





児童の属性によるわいせつ行為等が行われた場所(複数回答可)



■その他の児童福祉施設

■自宅・ホテル・自動車

■その他

■児童養護施設

■その他の認可保育施設 ■認可外保育施設

■ 保育所

保育士登録の取消事務に関する実態調査結果

<調査について>

○ 各都道府県に対して、過去に取消処分が行われた者から、平成30年4月から令和2年10月末までの間で再登録申請があった件数等について調査。

再登録申請の状況

		1 – 1			1 – 2		1 – 3			
	過去に取消処分が行われた者から、平成30 年4月から令和2年10月末までの間で、再登 録申請があった件数				ら、過去にわいせ 県で取消処分を行 件数		1-2のうち、児童へのわいせつ行為により、貴都道府県で取消処分を行った者からの 再登録申請の件数			
	男性	女性	合計	男性	女性	合計	男性	女性	合計	
合計	2	2	<u>4</u>	1	0	1	1	0	1	

(参考1)教育職員免許法 (昭和二十四年法律第百四十七号) (抄)

(失効等の場合の公告等)

- 第十三条 <u>免許管理者は、この章の規定により免許状が失効したとき、又は免許状取上げの処分を行つたときは、その免許状の種類及び失効又は取上げの事由並びにその者の氏名及び本籍地を官報に公告するとともに、その旨をその者の所轄庁及びその免許状を授与した授与権者に通知しなければならない。</u>
- 2 この章の規定により免許状が失効し、若しくは免許状取上げの処分を行い、又はその旨の通知を受けたときは、その免許状を授与した 授与権者は、この旨を第八条第一項の原簿に記入しなければならない。

(参考2)教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令の公布について(通知)(令和3年2月26日)(文部科学省総合教育政策局長通知)(抄)

第一 改正省令の概要

今回の改正は、わいせつ行為等を含めた懲戒免職処分等の理由の主な類型等を教員免許状の失効又は取上げに係る官報公告事項として規定することで、教育委員会等の教員採用権者が了知できるようにし、採用希望者が自己申告した経歴等に関する内容との整合性を確認するための情報の端緒を与え、各教員採用権者における適切な採用選考に資することを目的とするものであること。

1 免許状の失効又は取上げの官報公告事項に係る規定の新設

<u>教員職員免許法(昭和24年法律第147号。以下「法」という。)第13条第1項の規定による公告は、次の事項を官報に掲載して行うものとしたこと</u> (改正省令による改正後の教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号。以下「免許法施行規則」という。)第74条の2関係)<u>。</u>

- (1) 氏名
- <u>(2)本籍地</u>
- (3)免許状の種類
- (4) 授与権者
- <u>(5)免許状授与年月日</u>
- (6) 免許状の番号
- <u>(7) 失効又は取上げの年月日</u>
- <u>(8)失効又は取上げの事由(校長、副校長若しくは教頭(以下「校長等」という。)又は教員の失効又は取上げの事由が懲戒免職処分又は解雇である</u> ときは、次の①~⑤のいずれかの理由によるものであるかの別も含む。)
 - ① 18歳未満の者又は自らが勤務する学校に在籍する幼児、児童若しくは生徒に対するわいせつな行為又はセクシュアル・ハラスメント
 - **② わいせつな行為又はセクシュアル・ハラスメント(①に該当するものを除く。)**
 - ③ 交通法規違反又は交通事故
 - ④ 教員の職務に関し行った非違(①~③に該当するものを除く。)
 - ⑤ ①~④以外の理由
- 4 施行期日及び経過措置
 - (1)改正省令は令和3年4月1日から施行することとしたこと(附則第1項関係)

官報情報検索ツールの改善及びその適切な活用について【概要】

(令和2年10月30日付け 教育人材政策課長・私学行政課長連名通知)

- ①官報情報検索ツール活用の目的・意義等を改めて全ての採用権者に周知。
 - 官報情報検索ツールは、教員採用に当たり、採用権者が採用希望者について過去に懲戒免職処分等を受け免許状が失効・取上げとなった事実の有無を確認する際の手段の一つとして、官報に公告された公開情報である免許状の失効・取上げ情報を簡便に確認することができるよう、文部科学省が提供するもの。
 - 官報情報検索ツールは、免許状の有効性の確認に加え、過去の懲戒免職歴等を秘匿して採用されることを防ぐなど適切な採用の実施に資すること。
 - 官報情報検索ツールによる検索の結果を端緒として、採用関係書類の自己申告内容との整合性を確認したり、面接等を通じ、どのような理由で懲戒免職等に至ったのか等をより詳細に確認した上で、採用の判断をすることができること。
- ②10月末より、現行の直近3年分を拡充し、まず直近5年分の官報掲載情報の提供を開始。 (令和3年2月中に、過去40年分の官報掲載情報について検索可能とする予定。)(※)
- ③全ての採用権者に対して、官報情報検索ツールの適切な活用を改めて呼びかけ。

官報情報検索ツールの改善に伴う具体的な対応

(1) 官報情報検索ツール利用における遵守事項の徹底

- 情報管理の徹底のため、<u>官報情報検索ツールを利用する全ての担当者について</u>、文部科学省への所属及び氏名の<u>事前登録を義務化</u>。
- 免許状の有効性や失効情報の確認に当たっては、官報情報検索ツールにより得られた情報にのみ依拠することなく、採用希望者である本人に対して、面接等で必ず確認するなど、より詳細に確認した上で判断すること。

(2) 適切な採用のための留意事項

- ・採用関係書類における履歴について空白期間が生じないよう記載を求めること。
- ・採用関係書類の賞罰欄等に、刑事罰のみでなく、懲戒処分歴についても明示的に記載を求めること。
- 必要に応じて、過去の勤務先に懲戒処分事案の概要等を問い合わせること。また、問い合わせを受けた場合も、適切に対応すること。
- 以上のような取組などを通じ、退職歴(理由を含む。)を確認すること。
- 禁錮以上の刑の執行を終えた場合も、刑が消滅するまで(10年間)は欠格期間に該当すること等を採用関係書類の様式等において明示すること。
- 免許状の氏名に外字が用いられている場合には、正確な外字及び標準文字の両方で検索を行うこと。 (外字の例)「齊」、「邊」、「高」、「嵜」
- ・官報に掲載されている時点の氏名と現在の氏名が変わっている可能性もあるため、<u>採用関係書類に改名の事実の有無の記載を求めたり、大学の卒業証明書等の提出を求めたりする</u>などして、<u>旧姓や改名前の氏名についても検索を行うこと</u>。

官報情報検索ツールの仕組み(イメージ)

官報に公告されている教員免許状の失効・取上げ情報を簡易に検索できるツールを、文部科学省から教員採用権者である都道府県及び指定都市(政令市)の教育委員会、国立・私立学校等に配付。

検索

2

○官報情報(失効・取上げ情報)に該当する者か否かを確認





利用の流れ

- ① 採用候補者の氏名を入力
- ② 検索ボタンをクリック
- ③ 検索結果欄に「該当有」「該当無」 または「入力エラー」(氏、名のいずれ かが未入力の場合)として結果が表示
- ④ 「該当有」の者の官報情報を表示

○検索した結果、「該当有」の者の官報情報を表示



	氏名											
氏	名	免許状の種類	教科	官報番号	公告日	公告主	失効/取上げ等	本籍地	生年月日	免許状の番号	失効年月日	失効の事由
文部	次郎	中学校教諭一種免許状	英語	第X X号	平成○年○月○日	○○県教育委員会	失効	OO県	昭和〇〇年〇〇月〇〇日	平XX中一種第XX号	平成〇年〇月〇日	教育職員免許法第10条第1項第2号該当

官報公告される免許の失効事由(理由)について、わいせつ行為による懲戒免職である場合はその旨が分かるよう、省令を改正

- 省令改正後の官報公告イメージ(※18歳未満の者等へのわいせつ行為等が免職事由の場合)
- → 教育職員免許法第10条第1項第2号(同法施行規則第74条の2第8号イ)該当

(参考3)教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律(令和三年法律第五十七号)(抄)

(任命権者等の責務)

第七条 教育職員等を任命し、又は雇用する者は、基本理念にのっとり、教育職員等を任命し、又は雇用しようとするときは、第十五条第 一項のデータベースを活用するものとする。

(データベースの整備等)

- 第十五条 <u>国は、特定免許状失効者等の氏名及び特定免許状失効者等に係る免許状の失効又は取上げの事由、その免許状の失効又は取上げの原因となった事実等に関する情報に係るデータベースの整備その他の特定免許状失効者等に関する正確な情報を把握するために必要な</u>措置を講ずるものとする。
- 2 <u>都道府県の教育委員会は、当該都道府県において教育職員の免許状を有する者が特定免許状失効者等となったときは、前項の情報を同</u>項のデータベースに迅速に記録することその他必要な措置を講ずるものとする。

(参考4)教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律(令和三年法律第五十七号)(抄)

(特定免許状失効者等に対する教育職員免許法の特例)

- 第二十二条 特定免許状失効者等(教育職員免許法第五条第一項各号のいずれかに該当する者を除く。)については、その免許状の失効又 は取上げの原因となった児童生徒性暴力等の内容等を踏まえ、当該特定免許状失効者等の改善更生の状況その他その後の事情により再び 免許状を授与するのが適当であると認められる場合に限り、再び免許状を授与することができる。
- 2 <u>都道府県の教育委員会は、前項の規定により再び免許状を授与するに当たっては、あらかじめ、</u>都道府県教育職員免許状再授与審査会 の意見を聴かなければならない。
- 3 都道府県の教育委員会は、教育職員免許法第十条第二項(同法第十一条第五項において準用する場合を含む。)の規定により特定免許 状失効者等から失効した免許状の返納を受けることとなった都道府県の教育委員会その他の関係機関に対し、当該特定免許状失効者等に 係る免許状の失効又は取上げの原因となった児童生徒性暴力等の内容等を調査するために必要な情報の提供を求めることができる。

(都道府県教育職員免許状再授与審査会)

- 第二十三条 <u>前条第二項に規定する意見を述べる事務をつかさどらせるため、都道府県の教育委員会に、都道府県教育職員免許状再授与審</u> 査会を置く。
- 2 都道府県教育職員免許状再授与審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

(参考5)児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)(抄)

- 第八条 第九項、第二十七条第六項、第三十三条の十五第三項、第三十五条第六項、第四十六条第四項及び第五十九条第五項の規定により その権限に属させられた事項を調査審議するため、**都道府県に児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする。**ただ し、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第十二条第一項の規定により同法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会(以下 「地方社会福祉審議会」という。)に児童福祉に関する事項を調査審議させる都道府県にあつては、この限りでない。
- ② 前項に規定する審議会その他の合議制の機関(以下「都道府県児童福祉審議会」という。)は、同項に定めるもののほか、児童、妊産 婦及び知的障害者の福祉に関する事項を調査審議することができる。 44